

令和5年度 第8回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和6年2月22日(木) 13:30~14:52
- 2 開催場所 朝来市和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 13人
1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員
7番 細見 和範委員 8番 篠岡 昌代委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人
9番 伊藤 孝行委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 9人
- 6 現地調査委員
農業委員 石原 武美委員
推進委員 松本 晃委員 足立 哲夫委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第31号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第32号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第33号 非農地証明申請について
日程第4 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について
日程第6 議案第36号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)の意見聴取について
日程第7 議案第37号 地籍調査事業に係る地目変更について
- 8 事務局職員
事務局長 小田垣 貢 次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子
- 9 農林振興課職員
副課長 衣川 太郎 主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第8回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付しております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、私のほうで進めさせていただきます。

まず、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員9名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第8回の朝来市農業委員会の総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、1番の米田隆至委員と2番の大田垣強委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。

議事日程に基づき、進めさせていただきます。

日程第1「議案第31号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位57番の提案理由の説明を、地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 それでは、説明させていただきます。受付順位57番の航空写真を御覧ください。

該当農地は、国道9号線を和田山から山東方面に入って、久華園のところを右折していただいて、県道檜倉山東線を4キロほど進んだところによふど温泉がありますが、今回の

該当農地は、そのよふど温泉の小川を挟んだ向かい側という●●番地と●●番地になっております。譲渡人の●●さんは、相続により土地を取得されていますが、現在は滋賀県にお住まいで、土地を取得されてからずっと、耕作のほうは地元の方に任されていました。譲受人の●●さんは、10年ほど前から該当農地を耕作されており、ブルーベリーを作ってジャムなどにしておられるということです。

今後も譲渡人の方は戻ってこられる予定もなく、農地の管理を任せたいということで今回の申請となりました。今後も同様にブルーベリーを作っていかれるということで、特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位58番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明申し上げます。58番の地図を御覧ください。

物部に入っていて、真ん中辺りに物部の公民館がありまして、その東側、正面が該当地でございます。すぐに道路から見えるところでございますので、このように御理解をお願いいたします。

当該地につきましては、譲渡人の●●さんは、以前、物部の方でございまして、相続してこの土地を引き継がれたわけですが、現在は西宮市にお住まいでして、もう家も処分をされて、物部の方が新しく入られましたし、あと、田んぼも何とか始末をしたいというようなことを聞いておるところであります。

今回、譲受人になりました●●さんも、●●さんとほぼ同年代の方でして、今回、この畑について、今の現状は、御覧になった調査の方も同様に感じられたと思いますが、非常に乱雑になっておりまして、柿の木が伸び放題になってたりしますので、双方の●●さんと●●さんがこれではいけないということで、●●さんがこの畑を何とか引き取ってほしいというようなことの話が調いまして、●●さんが譲受人として承諾をされたというふう聞いておるところであります。

今後は、●●さんは、サンショウを植えるとか、低木の果樹をつくって辺りの環境整備をしたいと、そのように話をされておりましたので、御理解のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位59番の提案理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、御説明させていただきます。航空写真の受付順位59番を御覧ください。

申請地は、国道9号線、大垣交差点から約4キロ程度福知山方面に行きますと、磯部駐在所があります。その駐在所の場所から真っすぐ北向き、JRの線路方面に真っすぐ下りていきますと、約300メートルほど下がったところに磯部川が流れております。その磯部川の橋を渡ったすぐそばの場所に申請地があります。

今回、譲渡人の●●さんと、譲受人の●●さんとの間で話がまとまりました。譲渡人の●●さんにつきましては、先月の受付順位50番でも言いましたが、東京のほうに住んでおられ、こちらには帰ってこられる予定はありません。譲受人の●●さんにつきましては、専業農家で、この圃場も以前から作っておられまして何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位60番から65番まで、6件ございますけども、提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。それでは、60番から65番、一括して御説明申し上げます。

場所は、先月も言いましたけれども、東河地区でございます。今、再圃場整備が計画されておまして、その関係で確認作業を進める中で、もうどうしても地元には戻れないということで、買ってほしい、無償でという話がまとまりまして、今回の申請になっております。

今日は全部で18筆ございます。本来なら28筆の予定でしたけれども、10筆ちょっと取下げになっておりますので、いずれまた申請になるかと思いますが、今回は18筆ということで御理解をいただきたいと思います。

3条申請資料にも全て合致しておりますし、東河地区区長会等の意見も聞いてみますと、もう非常にありがたいことだということで、今のところ何ら問題はないかというふうに思っています。どうぞ御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位66番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。それでは、66番の説明をします。

当該地は、国道312号線加都北交差点を山東町方面に約1キロ少し行ったところの筒江という集落になります。筒江の入り口のところから約200メートルほど進んだところが今回の申請地となっております。

申請人の●●さんにおかれましては、御自宅がちょうど申請地●●番地の手前、●●番

地というところが●●さんの御自宅でございまして、近くに畑が欲しいということで譲渡人の●●さんのところへ相談に行かれましたところ、●●さんも高齢でありまして、亡くなったことを考えると、買ってほしいということになりました。

申請地の●●番地は、●●さんが耕作されておったんですが、それも契約解除をされ、今回の申請に至っております。許可相当と思われますので、慎重審議よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位67番の提案理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 受付順位67番の航空写真を御覧ください。

先ほど言いました磯部駐在所から約400メートルほど福知山方面に行きますと、山東大江線があり、その道を真っすぐ上のほうに上がっていきますと、磯部農村グラウンド広場があります。そこから約500メートルほど行きますと、右側に申請地があります。

今回、譲渡人の●●さんと、それから譲受人の●●さんとの間で話がまとまりました。●●さんにつきましては、認定農業者でもありますし、また、申請案件審査資料を見ていただきましても全て適合ということになっていますので、何ら問題はないと思います。慎重審議お願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、受付順位57番から67番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の足立委員のほうから補足説明ございますか。

○足立委員 御報告させていただきます。去る2月5日、雪降りではございましたが、午後より事務局2名、農業委員、推進委員3名の5名で現地調査に行っていました。3条につきましては、どの案件も異常はなかったことを御報告申し上げます。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条の案件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

大田垣委員。

○大田垣委員 内容にどうこうはないんですが、西委員の報告で、●●の何筆かなんですが、報告の簡素化には全然問題ないんですけど、どこまで最低限必要な報告が要るのか、議事録に載ると思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

○議長 前回も何件かあってということで、また今回ということで、一件一件同じ内容ということで言われたんやね。

○西委員 そうなんです。それで、時間がもしいただけるんなら、1筆ずつ御説明していきたいなと思っているんですけど。

○議長 特によろしいですね。

○大田垣委員 番号だけでも言われたらと思うんです、受付番号。

○西委員 受付番号ね。そうですね、それも省略しましたね。60から65。大変失礼しました、今後気をつけます。申し訳ございませんでした。

○大田垣委員 いえ。

○議長 すみません、同じようなことということでちょっと簡素化しました。申し訳ありません。

ほかにございませんか。

特にないようですので、それでは、受付順位57番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位58番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位59番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位60番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位61番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位62番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位63番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位64番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位65番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位66番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。
受付順位67番について採決を行います。
賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第32号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位68番及び69番、2件につきまして、提案理由の説明を地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。それでは、受付順位68番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。

申請地は県道270号線奥香の湯の前を東に100メートル、そこより北に100メートルを行っていただきましたら今回の申請番地●●番地、●●番地になります。このたび譲受人の●●様が宅地分譲するに当たり、譲渡人●●様と合意に至りましたので、農地法第5条申請がありました。●●様はただいま鹿児島の方に住んでおられます。

続きまして、受付順位69番の説明をさせていただきます。航空写真を戻していただきましたら、先ほどの申請土地の向かい側が●●番地になります。こちらも先ほどと同じく譲受人の●●様が宅地分譲するに当たり、譲渡人の●●様と合意に至りましたので、農地法第5条の申請がありました。●●さんにつきましては、ただいま埼玉にご在住です。

申請地はどちらも住宅地が連坦している区域に隣接しておりまして、農地が10ヘクタール未満でありまして、2種農地に該当するのではないかと思います。

必要書類は全て提出されており、事業計画及び内容から、目的が果たされると思われまます。道路法24条工事も同時に申請をされています。地元同意書も添付され、問題なく許可相当と思われまます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位70番の提案理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 受付順位70番の航空写真を御覧ください。

この申請地は、大垣交差点から国道427号線を粟鹿方面に約500メートルほど行ったところにJAの山東支店があります。その前約100メートルほどの場所が申請地になります。この申請地につきましては、周りは全部もう住宅とか、それから駐車場等になっており、ぽつんと1枚だけ残っておる圃場でございます。

譲渡人の●●さんは亀岡に住んでおられまして、近所の親戚の方が草刈り等を頼まれて行っておられる状態でございます。そこで、譲受人の●●さんとの話がまとまりました。●●さんにつきましては、建て売り分譲地を探されておりまして、そういうことで話がまとまりました。区長、農事部長さんの同意も得ておられますし、事業計画、資金計画等の書類も提出されており、問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位68番から70番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の松本委員のほうから補足説明ございますか。

○松本委員 現地調査は2月5日、行っております。石原委員、足立委員、松本、それから事務局2名で行っております。地元委員さんの説明どおりで、問題はないと思われま
す。以上です。

○議長 5条関係につきまして、御質問等、御意見等ございましたら。

高本委員。

○高本委員 失礼します。審議の内容と関係なく、この審議資料のところなんですが、
●●さんの代表取締役等々の名前はなくても、どちらでもいいんですか。ちょっと気にな
ったもので。

○議長 名前は入ってなかった。

○事務局 そうです。申請書に代表者名が入ってなかったなので、一応そのとおりに書い
たっていう議案ですけど、代表者さんは●●さんで、代表者さんの名前等は、会社の登記
簿はいただいているので、代表者が誰かっていうのは把握しておりますので、今後は資料に
は全部入れていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 そういうことです。

そのほか意見ございますか。

特にないようですので、受付順位68番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位69番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位70番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第3「議案第33号、非農地証明申請について」を上程いた

します。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 それでは、受付順位71番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。受付順位の71番の航空写真を御覧いただきたいと思えます。

この申請地につきましては、播但道の朝来インターから神子畑方面に国道429号線を遡っていただきまして、約1.5キロの左側に山本地区というところがございまして、その山側にあります●●でございまして。

申請の理由につきましては、●●の●●、●●氏が父ですけれども、平成22年に亡くなられてまして、子供さんのほうが福崎町に住まれておりまして、このたび、いろいろと相続の関係から、この土地につきまして、不動産全て●●に寄附するという事で、地元の役員さんと手続を進めておられましたところ、申請地の関係が、先ほど説明ありましたように、農地が無断転用のまま駐車場等、また耕作放棄されたり、原野があったり、山林化しておりまして、今後、農地として活用困難ということで、このたびの非農地の申請になっております。

なお、申請案件につきましては、立地基準を満たしておりまして、周辺の支障もなく、また始末書等も提出されておりまして、同意書も、全て問題なく許可相当と考えております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位71番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の松本委員のほうから補足説明ございますか。

○松本委員 これまでの申請と同じように、2月5日に現地調査を行っております。地元委員さんの説明のとおり、問題ないと思われます。以上です。

○議長 それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位71番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第34号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条の議事参与の制限の規定に基づきまして、細見委員が議案第34号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、議案第34号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、議案書の9ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の概要について、上から順に説明をさせていただきます。まず初めに、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきまして、区分といたしまして、田のほうが面積31,181平方メートル、畑はゼロ平方メートル、合計、31,181平方メートルとなっております。また、筆数につきましては、田が27筆、畑がゼロ筆、計27筆。利用権の設定を受ける戸数が5戸。利用権を設定する戸数が13戸となっております。

次に、設定する利用権の概要につきまして、全て今回、使用貸借権となっております、計27筆、31,181平方メートルとなっております。

利用権の終期につきましては、令和9年3月末が1筆、1,104平方メートル、令和10年3月末が1筆、1,329平方メートル、令和11年3月末が1筆、1,028平方メートル、令和15年3月末が2筆、2,822平方メートル、最後に、令和16年3月末が22筆、24,898平方メートルとなっております。

次のページを御覧ください。こちらにつきましては、利用権の設定を受ける者及び設定する者の一覧をつけさせていただいております。なお、今回、上から17筆分、農地中間管理機構との利用権設定がされておりまして、上の●●さんのもの3筆が、昨年の令和5年の9月に認定新規就農者になられました朝来市岩津の●●さんに集積を予定されております。また、●●さんの名義と●●さん、●●さん、●●さんの名義につきましては、●●さんに中間管理権を結ばれる予定です。最後に、●●さんにつきましては、主に、山東町一品のほうで岩津ネギ等を栽培されています●●さんに農地集積する予定となっております。

また、11ページ目及び12ページ目につきましては、それぞれ利用権設定を受ける者及び利用権設定する者の一覧をつけさせていただいておりますので、また御確認いただけたら

と思います。以上で説明を終わります。

○議長 ただいま担当課から説明ございましたが、この件につきまして、御質問なり御意見ございますか。

特にないようですので、議案第34号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、細見委員、お戻りください。

続きまして、日程第5「議案第35号、農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第35号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。引き続き説明させていただきます。

今回、農地利用集積計画促進計画に係る農業委員会の意見聴取についてということで上程をさせていただいているんですけれども、恐らくなかなか見慣れないものかなと思うんですけれども、簡単に言いましたら、農地バンクの貸付先の変更の議案となっております。早速説明をさせていただきます。

まず初めに、20ページの地図を御覧ください。こちらは今回、貸付先の変更をする農地となっているんですけれども、山東町の大月の信号を東に進んでいただきまして、4本目のところを右折していただいたら該当農地がございます。こちらの農地につきましては、議案書の16ページに記載があるんですけれども、山東町大月の太田坪●●番地につきましては、●●さんが所有されておまして、面積が1,317平方メートルとなっております。また、同じく太田坪の●●番地につきましては、山東町野間の●●さんが所有されておまして、1,306平方メートルとなっております。合計で2,623平方メートルの農地を、今回貸付先の変更を予定しております。

1ページ前に戻っていただきましたら、今回、貸付先変更の一覧をつけさせていただいてるんですけれども、この2つの農地につきましては、株式会社●●さんに令和元年から中間管理権が設定をされておまして、令和11年まで設定を予定してたんなんですけれども、このたび貸付先の変更ということで、●●さんに権利設定を行うとのことです。今回、こ

ちらの権利設定につきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律というものがございまして、その中に、その法律に基づき基本要綱というものが定められておりまして、それに基づきますと、こういった農地の貸付先の変更につきましては、各市町がこの計画案につきまして農業委員会から意見聴取をすることとなっており、また、少しややこしいんですけれども、17ページを御覧ください。この意見聴取の回答につきましては、先ほど申し上げました農地バンクの法律の基本要綱に基づきまして、農業委員会から直接、機構宛てに返信をするように記載がありますので、今回、上程をさせていただいております。また内容等御確認いただきまして、意見の回答をお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長 今回、こういうの初めてでしたね。農地バンクに預けてある農地の貸付先の相手先が変わったということで提案があったということです。

この件につきまして、何か皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。
ないようですね。

それでは、議案第35号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第6「議案第36号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第36号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の衣川と申します。よろしくをお願いします。

農業経営基盤の強化の促進に関する計画ということで、皆さんにも取り組んでいただいております地域計画につきましては、今回、2つの地区から地域計画の案が出てきておりますので、農業委員会をはじめ関係機関に、意見聴取をするものです。地域計画を現在定めようとする地区につきましては、朝来市和田山町糸井地域の和田区、それと、朝来市山東町粟鹿地域の田中区、この2地区となります。それぞれの計画案につきましては、和田区が24ページからになります。田中区につきましては、31ページからとなりますので、御覧ください。和田区につきましては、この地域計画の案を策定されるまでに、10回の協議の

場を持たれております。田中区につきましても、これまで12回の協議の場を持たれて、今回の意見聴取というようになっておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長 ただいま説明がございましたが、内容は、この資料、全員配ってありましたので、見ていただいている方は見ていただいておりますと思うんですけども、この件につきまして、御意見なり御質問はございませんか。最初に、和田地区のほうから御意見なり御質問いただきますでしょうか、あれば。

笠垣委員。

○笠垣委員 オレンジ色の自作プラス営農組合というのはどういうもので、もう一つ上の黄色が営農組合耕作地っていう、この違いというのは何になるんですか。

○担当課 この部分について説明させていただきます。

今、各地区のほうで、現況と10年後の目標地図のほうの作成をお願いしております。その中で、こちらのほうで、市のほうで指定させていただいている区分もあるんですけど、やはり、地区の方がこの地図を見て一目で分かるような分かりやすいような地図を作成していただきたいというところで、各地区の特色を盛り込んだものということになっております。今回、この和田区につきましては、黄色の農地につきましては、全ての作業であったり管理を和田の営農組合のほうでされているというものになります。それと、オレンジの自作プラス和田営農組合というようになっているものにつきましては、農地の所有者の方が管理や作業をされ、作業の一部を和田営農組合をお願いしているようなところということになっております。以上です。

○議長 笠垣さん、分かりましたか。

○笠垣委員 共同で作業しているということですね。

○中島委員 補足よろしいですか。

○議長 補足、それでは中島さん、お願いします。

○中島委員 失礼します。補足なんですけど、自作プラス和田営農組合というのは、主に、田植、それから稲刈りについては、営農組合が、あと、あぜの草刈りとか水の管理、肥料とかは、自分の田んぼは自分がするという感じで、大きく分けると、田植と稲刈りを和田営農がお手伝いしているというような農地をオレンジ色にしております。

○笠垣委員 よく分かりました。

○議長 そのほか、何かございますか。

特にないですか、いいですか。

それでは、和田地区の計画につきまして、総合的判断として適当か不適当かをお諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員適当ということで、本件は適当と回答いたします。

続きまして、田中地区の計画について、御意見または御質問はありませんか。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 1点ちょっと確認なんですけど、10年後の地図のほうの委託農地、紫の薄いところのこのA、B、Cと違って分かれる、それは、Aは誰々さん、Bは誰々さん、Cは誰々さんっていうことで分けられてるという意味なんですか。

○議長 そうです。AからDまであります。それぞれ個人の名前が入ってます。

○中島委員 はい、分かりました。

○議長 そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、田中地区の計画について、総合的判断として適当か不適当かをお諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員適当という回答でございました。本件は、適当と回答いたします。

それでは、続きまして、日程第7「議案第37号、地籍調査事業に係る地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第37号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。議案第37号、地籍調査事業に係る地目変更について御説明させていただきます。

資料にも添付させていただいておりますが、令和5年11月30日付、朝地第538号ほかで、市長から農業委員会会長宛てに農地転用事実の疑義につきまして、今年度は、生野町口銀谷の一部ほか、竹原野、川尻、八代、佐囊、田路、和田山町寺谷、筒江、安井、山東町早田、和賀の計10か所、518筆、101,980.83平米の照会がございました。これによりまして、1月23日に生野、朝来地区、24日に和田山地区、25日に山東地区で、各地区担当委員さん

に集まっていたきまして、地籍調査事業に係る調査をお願いし、お世話になったところでございます。判断基準につきましては、県の通知やら市の農業委員会農地事務取扱要綱などにより判断をしていただきました。

合計518筆のうち、非農地として疑義が生じたのは、合計2筆でございます。

資料69ページの写真のほうを御覧いただきたいと思っております。通し番号148番の和田山町筒江字ヤワシロ●●番地ですが、こちらにつきましては、田から墓地への地目変更の照会がございました。当該農地につきましては、農振農用地区内のため、非農地認定しないものとしております。

続きまして、通し番号249番、和田山町筒江字宿田●●番地ですが、こちらにつきましては、田から雑種地への地目変更の照会がありましたが、同じく農振農用地のため、非農地認定しないものとしております。

通し番号148番の農地につきましては、朝来市の墓地・埋葬などに関する規則で、墓地を設置する場合、事前に申請書を市に提出しなければならないとされておりますが、この規則につきましては、平成25年の4月1日から施行しております。新規で墓地を設置する場合は、この規則により様々な規制がかかっておりまして、墓地設置する場合は、当然、農地につきましては、転用可能な農地であることが必要になっております。今回の農地につきましては、農振農用地内の農地になってますので、非農地認定をしないこととしております。また、本議案が可決されましたら、市の墓地担当課に情報提供を行いまして、担当課より指導を行うよう依頼する予定としております。

続きまして、通し番号249番の農地につきましては、同じく、現状、農振農用地内にある農地でございますが、現在、所有者の方が資材置場として利用されておりますので、こちらにつきましては、改善指導が必要になりまして、同じく、非農地認定をしないものとしております。今回、御審議をいただきまして決定をいただきますと、地籍調査課からの依頼のあった518筆のうち516筆につきましては、地籍事業に係る地目変更を認定いただいたものとして地籍調査課のほうに回答させていただくことになります。

以上、簡単ではございますが、説明のほう終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 この件、五百数十件ではございましたけれども、それぞれ御対応いただきました委員の皆さん、大変御苦労さまでございました。

ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして、御意見なり御質問は

ございませんか。

これ、採決採った場合に、地籍調査課に対して518筆のうちの2件だけは農地ですよと、そういう返事をするという、そういう答えになるみたいで、よろしいですか。

それじゃあ、採決採りますよ。

議案第37号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の予定しておりました議案審議は全て終了しました。

最後に、閉会に当たりまして、西職務代理のほうから御挨拶をお願いします。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時52分終了)